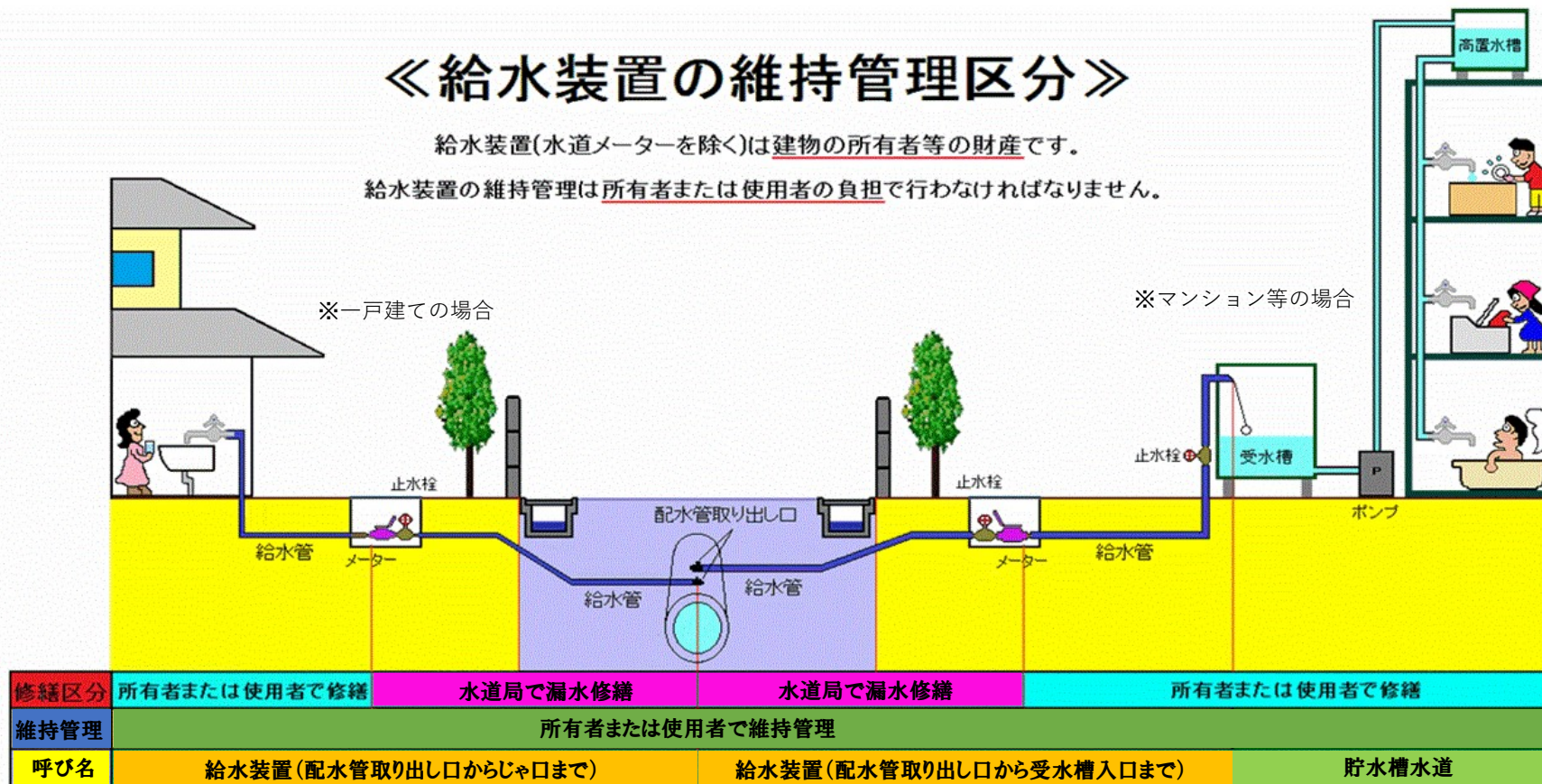


《給水装置の維持管理区分》

給水装置(水道メーターを除く)は建物の所有者等の財産です。

給水装置の維持管理は所有者または使用者の負担で行わなければなりません。



○水道メーターは水道局より個人（所有者または使用者）に貸出をしています。8年に1度メーターの取替を行います。

○配水管（本管）の取り出し口からの給水管を含む給水装置は建物の所有者等の財産になり、修繕や維持管理も個人（所有者または使用者）の負担となります。

※配水管から水道メーターまでの漏水以外は、個人（所有者または使用者）が室戸市水道指定給水装置工事業者に依頼して行って下さい。